

安全保障法制整備にあたり、慎重審議を求める意見書

政府は、国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守り、さらに抑止力を高めるための安全保障関連法案を今国会に提出し、会期を延長して審議が続行されているところである。

今回の法整備は、我が国の防衛・安全保障の根幹に関わり、国民生活にも強く影響を及ぼす重要な問題であることを鑑み、安全保障法制の審議においては、性急な成立を図ることなく、十分な時間をかけた冷静な議論を望むものである。

特に、集団的自衛権の行使に対する国民の不安や疑念を払拭するために、国民への説明責任を果たすとともに、憲法の理念として尊重されてきた立憲主義、平和主義との関係については、国において慎重な審議を尽くされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月30日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣、防衛大臣